

定 款

長崎県大村市大里町 1 1 5 0 番地
社会福祉法人 ことの海会

社会福祉法人ことの海会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 一般相談支援事業の経営

(ハ) 特定相談支援事業の経営

(ニ) 移動支援事業の経営

(ホ) 障害児相談支援事業の経営

(ヘ) 障害児通所支援事業の経営

(ト) 老人居宅介護等事業の経営

(フ) 大村市地域生活支援拠点等の整備事業の運営

(リ) 老人デイサービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人ことの海会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事実を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県大村市大里町1150番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、別に定める役員等報酬規程の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上

(2) 監事 2 名以上

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査することができる。

（役員任期）

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1） 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員報酬等）

第 21 条 理事及び監事に対して、別に定める役員等報酬規程の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する事業所の長他の重要な職員（以下「管理者等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、別表第 1 及び第 2 に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第 36 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事

の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第 33 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 34 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 35 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 36 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 有料老人ホームの事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

(1) 太陽光発電による売電事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 38 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業（社会福祉法施行令（昭和 33 年政令第 185 号）第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第 9 章 解散

(解散)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 40 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第45条の3第6第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人ことの海会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	芦 塚 一 雄
理 事	御 厨 虎 春
〃	酒 井 三 郎
〃	芦 塚 正 利
〃	中 浜 末 吉
〃	川 原 政 喜
〃	森 正 次
〃	小 森 至 誠
〃	錦 戸 貞 子
〃	前 田 昌 洪
〃	本 田 佳 馬
監 事	宮 崎 春 美
〃	中 原 薫

以上 13名

2 この定款は、昭和58年12月17日より施行する。

改 正 昭和63年12月9日 [第1条（追加）、第3条、第4条、第6条（追

加)、第12条、第13条、第16条、第21条、第22条、別表(追加)]

- 一部改正 平成2年10月4日 [第1条、第1条(追加)、別表(追加)]
- 改正 平成3年11月5日 [第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条、第16条、第17条、第21条、第22条、附則、別表(追加)]
- 一部改正 平成5年1月22日 [別表、別表(追加)]
- 改正 平成6年3月18日 [第4条、第5条、第5条(追加)、第9条(新設)第9条以下の条を繰下げ、第16条、別表(削除)、別表(追加)]
- 附則改正 平成6年12月9日
- 改正 平成8年5月29日 [第1条、第1項、第1号(追加)、第4条、第1項、第1号、別表(追加)]
- 一部改正 平成9年11月17日 [第1条、第1項、第1号、第12条、第2項、別表(一部削除)]
- 一部改正 平成11年5月13日 [第1条、第1項、第1号、第2号、第4条、第1項、第12条、第2項、別表(一部改正・削除)]
- 改正 平成14年6月28日 [第1条、第1項、第1条、第2号(追加)、第3条(新設)、第7条、第8条(新設)、第10条、第18条、第2項、第20条、第22条、第25条]
- 一部改正 平成15年2月28日 [第1条、第2号(追加)、第5条、第1項、第4項、第7条、第3項、第13条~第17条(新設)、第13条以下の条を繰下げ]
- 一部改正 平成16年7月30日 [第1条、第1号、第2号(追加)、第18条、

第2項、別表（一部改正、削除、追加）、
第19条]

- 一部改正 平成17年7月8日 [第1条、第2号（一部改正、追加）、第13条
第19条]
- 一部改正 平成18年3月31日 [第1条、第1条第2号(追加)、第3条、第7条、
第9条、第14条第2項、第18条第2項 別表]
- 一部改正 平成19年4月 5日 [第1条第2号、第13条、第18条第2項 別表]
- 一部改正 平成20年5月27日 [第1条第2号、第18条第1項、第3項、第4項
（追加）、第27条、第28条（追加）、第33
条]
- 一部改正 平成21年7月 7日 [第1条第2号（追加）、第18条第2項別表
（追加）、第27条（追加及び削除）]
- 一部改正 平成23年8月 3日 [第1条第2号（追加）、第18条第2項別表
（追加）]
- 一部改正 平成24年1月13日 [第1条第1号（削除）、第1号第2号（追加）、
第27条第1号（追加）]
- 一部改正 平成24年4月12日 [第1条第1号（変更及び削除）、第1号第2号
（追加）、第18条第2項別表（変更）]
- 一部改正 平成25年4月24日 [第1条第2号（追加、変更及び削除）、第18
第2項別表（変更）]
- 一部改正 平成26年7月17日 [第1条第2号（追加）、第18条第2項別表
（一部改正、追加）、第27条（追加、変更及
び削除）、第6章第29条（新設）、第29条

以下の条を繰下げ]

- 一部改正 平成27年2月 2日 [第1条第2号(削除)、第18条第2項別表
(追加)、第20条第3項(追加)]
- 改 正 平成29年4月 1日
- 一部改正 平成29年8月17日 [第1条第1号(追加及び変更)、第28条第2項別
表(追加及び変更)]
- 一部改正 平成30年12月27日 [第1条第2号(削除及び変更)、第28条第2項
別表(追加及び変更)]
- 一部改正 令和 3年 2月 1日 [第1条第1号・第2号(削除及び追加)、第28
条第2項別表(追加及び変更)]
- 一部改正 令和 3年10月28日 [第1条第1号(追加)第7章第36条(新設)、
第7章第36条以下の条を繰下げ、第28条第2
項別表(追加)]

別表第1

		基 本 財 産		
	整理記号	所 在 ・ 地 番 及 び 用 途	地 目	地 積
土 地	イ	大村市大里町1148番2 (障害者支援施設鈴田の里作業棟敷地)	山 林	335㎡
	ロ	大村市大里町1150番 (鈴田の里敷地)	宅 地	2,877㎡
	ハ	大村市大里町1150番2 (鈴田の里運動場敷地)	雑種地	70㎡
	ニ	大村市大里町1164番2 (鈴田の里作業用農地)	畑	358㎡
	ホ	大村市大里町1164番4 (鈴田の里作業棟敷地)	畑	569㎡
	ヘ	大村市大里町1164番6 (鈴田の里作業用農地)	畑	135㎡
	ト	大村市大里町1171番 (鈴田の里作業用農地)	畑	3,249㎡
	チ	大村市大里町1173番 (鈴田の里作業用農地)	畑	3,378㎡
	リ	大村市陰平町1518番 (就労継続支援B型 ワークショップみらい敷地)	雑種地	1,400㎡
	ヌ	大村市陰平町1518番2 (鈴田の里運動場敷地)	雑種地	13㎡
	ル	大村市陰平町1525番2 (鈴田の里運動場敷地)	雑種地	23㎡
	ヲ	大村市陰平町1526番1 (鈴田の里運動場敷地)	雑種地	1,642㎡
	ワ	大村市陰平町1526番2 (鈴田の里運動場敷地)	雑種地	2,438㎡
	カ	大村市東大村1丁目2270番77 (生活介護 さつき園敷地及び作業用農地)	宅 地	5,053.15㎡
	ヨ	大村市東大村1丁目2270番92 (さつき園運動場敷地)	畑	1,021㎡

基 本 財 産				
	整理記号	所 在 ・ 地 番 及 び 用 途	地 目	地 積
土 地	タ	大村市陰平町42番7 (障害者就労支援施設キッチンあい彩館・障害者共同生活住居サンガーデンハイツ・倉庫敷地及び駐車場)	宅 地	589.51㎡
	レ	大村市陰平町47番1 (キッチンあい彩館・サンガーデンハイツ駐車場)	田	33㎡
	ソ	大村市陰平町56番1 (キッチンあい彩館・サンガーデンハイツ駐車場)	田	1,321㎡
	ツ	大村市陰平町57番1 (キッチンあい彩館・サンガーデンハイツ 敷地)	宅 地	1,483.07㎡
	ネ	大村市大川田町434番2 (生活介護 デイサービスふわり敷地)	宅 地	182.16㎡
	ナ	大村市大川田町435番1 (デイサービスふわり敷地)	宅 地	121.20㎡
	ラ	大村市大川田町435番4 (デイサービスふわり敷地)	宅 地	192.83㎡
	ム	大村市大川田町437番2 (デイサービスふわり敷地)	宅 地	206.32㎡
	ウ	大村市本町436番9 (放課後等デイサービス 児童発達支援ふわり本町敷地)	宅 地	399.43㎡
	キ	大村市本町585番3 (ふわり本町敷地)	宅 地	120.74㎡
	ノ	大村市久原1丁目595番1 (障害者共同生活住居のびのびハイツ久原・児童支援／多機能型、放課後等デイサービス／多機能型ふわり久原敷地)	宅 地	779.85㎡
	オ	大村市久原1丁目595番4 (のびのびハイツ久原・ふわり久原敷地)	宅 地	463.37㎡
	ク	大村市久原1丁目572番5 (ふわり久原駐車場)	宅 地	273.44㎡
	ヤ	大村市久原1丁目572番16 (ふわり久原駐車場)	宅 地	60.53㎡ (持分10分の1)

基 本 財 産				
	整理記号	所 在 ・ 地 番 及 び 用 途	地 目	地 積
土 地	マ	大村市杭出津2丁目588番5 (放課後等デイサービス ぶるーむ敷地)	宅 地	316.09㎡
	ケ	諫早市本野町1515番5 (障害者支援施設 きぼうの里作業用農地)	畑	525㎡
	フ	諫早市本野町1515番8 (きぼうの里作業用農地)	畑	112㎡
	コ	諫早市本野町1524番1 (きぼうの里作業用農地)	畑	849㎡
	エ	諫早市本野町1524番2 (きぼうの里作業用農地)	畑	406㎡
	テ	諫早市本野町1524番19 (きぼうの里作業用農地)	畑	222㎡
	ア	諫早市本野町1524番32 (きぼうの里作業用農地)	畑	376㎡
	サ	諫早市本野町1538番 (きぼうの里作業用農地)	畑	1,303㎡
	キ	諫早市本野町1541番1 (日中サービス支援型共同生活援助 楓敷地)	原 野	4,711㎡
	ユ	諫早市本野町1541番3 (きぼうの里作業用農地)	畑	241㎡
	メ	諫早市本野町1544番 (きぼうの里作業用農地及び倉庫敷地)	雑種地	6,017㎡
	ミ	諫早市本野町1546番 (きぼうの里運動場敷地)	雑種地	81㎡
	シ	諫早市本野町1549番1 (きぼうの里ふれあいセンター・作業棟及び運動場敷地)	雑種地	4,744㎡
	ヱ	諫早市本野町1549番7 (きぼうの里倉庫敷地)	宅 地	704.24㎡
	ヒ	諫早市本野町1549番14 (きぼうの里敷地)	宅 地	4,442.82㎡

基 本 財 産				
	整理記号	所 在 ・ 地 番 及 び 用 途	地 目	地 積
土 地	モ	諫早市本野町1549番15 (きぼうの里倉庫敷地)	雑種地	658㎡
	セ	諫早市本野町1559番2 (きぼうの里作業用農地)	原 野	64㎡
	ス	諫早市本野町1596番12 (きぼうの里作業用農地)	原 野	208㎡
	ン	諫早市栄田町697番7 (障害者共同生活住居きさらぎハイツ敷地)	宅 地	180.69㎡
	(イ)	諫早市栄田町697番18 (きさらぎハイツ敷地)	宅 地	157.70㎡
	(ロ)	諫早市西里町1691番2 (生活介護／多機能型、児童発達支援／多機能型 ふわり諫早敷地)	宅 地	1320.99㎡
	(ハ)	諫早市西里町1691番6 (ふわり諫早敷地)	宅 地	0.89㎡
	(二)	大村市森園町1625番地1 (住宅型有料老人ホーム琴音敷地)	宅 地	2952.28㎡

別表第2

		基 本 財 産
整理記号	所 在 地 ・ 構 造 ・ 種 類 及 び 床 面 積	
建 物	イ	大村市大里町1150番地所在 鉄筋コンクリート造ルーフィング葺3階建 障害者支援施設鈴田の里 本館棟 1棟 養護室・事務室 1階 669.07㎡ 2階 591.84㎡
	ロ	大村市大里町1150番地所在 鉄筋コンクリート造スレート葺平屋建 鈴田の里 倉庫 1棟 6.00㎡
	ハ	大村市大里町1150番地所在 鉄骨造鋼板葺3階建 鈴田の里 作業場 1棟 1階 58.32㎡ 2階 58.32㎡
	ニ	大村市大里町1150番地所在 鉄骨造スレート葺3階建 鈴田の里 養護院・作業場 1棟 1階 431.77㎡ 2階 407.44㎡
	ホ	大村市大里町1164番地4所在 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 就労継続支援B型 ワークショップみらい 作業棟 1棟 作業所 1階 121.60㎡ 2階 121.60㎡
	ヘ	大村市陰平町1518番地所在 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 ワークショップみらい 本館棟 1棟 養護所 147.69㎡
	ト	大村市陰平町1518番地所在 木造スレート葺平家建 ワークショップみらい 倉庫 1棟 36.84㎡

		基 本 財 産			
整理記号	所 在 地 ・ 構 造 ・ 種 類 及 び 床 面 積				
建 物	チ	大村市東大村1丁目2270番地77所在 鉄骨造スレート葺平家建 生活介護 さつき園 本館棟 1棟 養護院		455.75㎡	
	リ	大村市東大村1丁目2270番地77所在 鉄骨造スレート葺平家建 さつき園 作業所 1棟		134.90㎡	
	ヌ	大村市東大村1丁目2270番地77所在 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 さつき園 療育棟 1棟 実習所		66.43㎡	
	ル	大村市東大村1丁目2270番地77所在 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建 さつき園 創作活動室1棟 実習所		1階	103.50㎡
				2階	103.50㎡
	ヲ	大村市東大村1丁目2270番地77所在 木造スレート葺2階建 さつき園 車庫・倉庫1棟		1階	66.65㎡
				2階	47.28㎡
	ワ	大村市陰平町57番地1所在 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 就労継続支援B型 キッチンあい彩館 本館棟 1棟 作業所		1階	323.65㎡
			2階	323.65㎡	
カ	大村市陰平町57番地1所在 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 キッチンあい彩館 倉庫 1棟		50.05㎡		
ヨ	大村市陰平町57番地1所在 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 障害者共同生活住居サンガーデンハイツ 1棟 寄宿舎		1階	246.24㎡	
			2階	246.24㎡	

		基	本	財	産
整理記号	所在地・構造・種類及び床面積				
建 物	タ	大村市大川田町434番地2所在 木造ルーフィングぶき2階建 生活介護 デイサービスふわり 本館棟 1棟 デイサービスセンター		1階	351.37㎡
				2階	62.49㎡
	レ	大村市本町436番地9所在 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 放課後等デイサービス 児童発達支援ふわり本町 本館棟 1棟 社会福祉施設		1階	145.71㎡
				2階	163.47㎡
	ソ	大村市本町585番地3、436番地9所在 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建 ふわり本町 本館棟 1棟 社会福祉施設		1階	85.08㎡
				2階	85.08㎡
	ツ	大村市久原1丁目595番地1、595番地4所在 木造かわらぶき2階建 障害者共同生活住居のびのびハイツ久原 1棟 グループホーム		1階	134.06㎡
				2階	135.89㎡
	ネ	大村市久原1丁目595番地4、595番地1所在 鉄骨造陸屋根2階建 児童発達支援／多機能型、放課後等デイサービス ／多機能型 ふわり久原 本館棟 1棟 養護所・事務所		1階	298.12㎡
				2階	282.12㎡
	ナ	大村市杭出津2丁目588番地5所在 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根2階建 放課後等デイサービス ぶるーむ 本館 1棟 児童福祉施設		1階	183.71㎡
				2階	80.55㎡

		基 本 財 産
整理記号	所在地・構造・種類及び床面積	
建 物	ラ	諫早市本野町1549番地1所在 鉄筋造スレート葺2階建 障害者支援施設きぼうの里 作業所 1棟 1階 106.72㎡ 2階 106.72㎡
	ム	諫早市本野町1549番地1所在 鉄骨造スレート葺2階建 きぼうの里ふれあいセンター 1棟 養護所 1階 310.50㎡ 2階 261.00㎡
	ウ	諫早市本野町1549番地1所在 木造スレート葺平家建 きぼうの里 ふれあいセンター便所1棟 12.00㎡
	卅	諫早市本野町1549番地6所在 鉄骨造スレート葺平家建 きぼうの里 倉庫 1棟 物置 174.08㎡
	ノ	諫早市本野町1549番地14所在 鉄筋コンクリート造陸屋根式階建 きぼうの里 本館棟 1棟 養護室・事務室 1階 758.02㎡ 2階 416.88㎡
	オ	諫早市本野町1549番地14所在 木造スレートぶき平家建 きぼうの里 宿泊室 1棟 居宅 29.77㎡
	ク	諫早市本野町1549番地14所在 木造スレートぶき平家建 きぼうの里 自立訓練棟 1棟 居宅・物置 62.17㎡
	ヤ	諫早市本野町1549番地15所在 鉄骨造かわらぶき2階建 きぼうの里 療育棟 1棟 養護所 1階 200.00㎡ 2階 97.60㎡

		基 本 財 産
整理記号	所 在 地 ・ 構 造 ・ 種 類 及 び 床 面 積	
建 物	マ	諫早市栄田町697番地7所在 木造スレート・セメントかわらぶき2階建 障害者共同生活住居きさらぎハイツ 1棟 グループホーム1階 178.43㎡ 2階 36.25㎡
	ケ	諫早市西里町1691番地2所在 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建 生活介護／多機能型、児童発達支援／多機能型 ふわり諫早 本館棟 1棟 社会福祉施設 1階 328.50㎡ 2階 324.00㎡
	フ	諫早市本野町1541番地1所在 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 日中サービス支援型共同生活援助 楓 寄宿舎 1棟 594.98㎡
	コ	大村市森園町1625番地1所在 木造スレートぶき2階 老人福祉施設 住宅型有料老人ホーム デイサービス 本館棟 1棟 1階 836.59㎡ 2階 830.61㎡
	エ	大村市森園町1625番地1所在 木造スレート・合金メッキ鋼板ぶき2階建 店舗 就労継続支援B型 A棟 1階 172.24㎡ 2階 92.74㎡
	テ	大村市森園町1625番地1所在 木造スレート・合金メッキ鋼板ぶき2階建 店舗 就労継続支援B型 B棟 1階 129.18㎡ 2階 69.56㎡
	ア	大村市森園町1625番地1所在 木造スレートぶき2平屋建て 店舗 就労継続支援B型 B棟 1階 64.59㎡